

「司法プロセス可視化、司法プロセスにおける人権保護」に関する法案について

1 「可視化：警察、検察の取り調べプロセスを可視化することで、被疑者の人権を確保する。また、法の下での平等が守られる司法プロセスとする。可視化のプロセスとしては、取り調べを全て録画し保存する。」について

刑事訴訟法を改正して、被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況の全てについて、その映像及び音声を記録媒体に記録しなければならないものとするのは、可能である。

この場合、主な検討点は、次のとおり。

- ① 被疑者が録画・録音を止めてほしいと言ったときの対応はどうか。
- ② 御提案では「取り調べを全て…保存する」とあるが、保存をどのように行うか。
なお、証拠物は、警察から検察官に送致され（刑事訴訟法第 246 条）、法廷で証拠調べされた場合には、裁判所に提出され（同法第 310 条）、裁判が終わるまでは裁判所によって保管されるが、その後は訴訟の記録一式とともに検察官に送られ、刑事確定訴訟記録法の規定により保存されることとなる。
- ③ 被疑者又はその弁護人は、記録媒体を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができるものとする必要はないか。また、被告人又はその弁護人についても、同様とするものとする必要はないか。
- ④ 被疑者が逮捕された場合などに行われる弁解録取手続についても、同様とする必要はないか。
- ⑤ 可視化手続を遵守せずに取調べがなされた場合どうなるか。

2 「逮捕勾留される際には、弁護士の同伴を要求できるものとする」ことについて

御提案が被疑者の取調べに際して弁護人の立会いを認めなければならないという趣旨だとすると、法改正は可能であると考えられる。その場合、検討すべき主な点は、次のとおり。

- ① 弁護人の立会いを請求することができる者として、被疑者のほか、弁護人も認めるか。弁護人も認めた場合、被疑者本人が弁護人の立会いを望まないにもかかわらず、弁護人が取調べに立ち会おうとする場合をどのように考えるか。
- ② 弁護人の立会いの求めがあったときは、取調べの日時及び場所について

どのように考えるか。あらかじめ、弁護人にこれを通知しなければならないものとするか。

- ③ 逮捕又は勾留されている被疑者が弁護人の立会いの求めをした場合において被疑者に弁護人がないときは、取調べを認めるかどうか。例えば、被疑者は、弁護人が選任されるまでの間、取調べを拒むことができるものとするかどうか。
- ④ 被疑者の取調べに際しては、被疑者に対し、弁護人を取調べに立ち会わせることを求めることができる旨を告げることとするか。
- ⑤ 逮捕されたとき等において、被疑者が求めたときは、弁護人の立会いの上での弁解の機会が与えられることも認めるか。

○刑事訴訟法（抄）

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

②～⑤ 〔略〕

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

②～⑤ 〔略〕

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

②～⑤ 〔略〕

3 「証拠アクセス：司法機関が確保した証拠は、検察側だけではなく、被疑者側の弁護人も全てアクセスが可能な状態とし、裁判プロセスでは、真実の探索ができる状態とする。」について

(1) 御提案では、司法機関すなわち裁判所が確保した証拠について、被疑者の弁護人も全てアクセスが可能な状態とするとされている。

この点、「旧刑訴法では、起訴状と一緒に、事件の一件記録及び証拠物件が検察官から裁判所に提出され、裁判官は第1回公判期日以前に、全記録を読み証拠物件を見て、十分心証を形成して第1回公判期日に臨んだ」が、「このことが現刑事裁判において、起訴状一本主義になった」（石丸俊彦ほか『〔三訂版〕刑事訴訟の実務（上）』482頁（新日本法規出版、平成23年））ことから、「第1回公判までは、裁判所には、起訴状以外の証拠書類、証拠物は存在しない」（河上和雄ほか『大コンメンタール刑事訴訟法〔第二版〕第1巻』471頁（青林書院、平成25年））。

したがって、公訴の提起前に裁判所が被疑者に係る証拠を確保しているということを前提とした御提案は、起訴状一本主義を採用している現行法の下では、その前提を欠くことになる。

※ 起訴状一本主義

判例（最大判昭和27年3月5日刑集6巻3号351頁）は、刑事訴訟法第256条第6項の規定の趣旨について、「裁判官が、あらかじめ事件についてなんらの先入的心証を抱くことなく、白紙の状態において、第一回の公判期日に臨み、その後の審理の進行に従い、証拠によつて事案の真相を明らかにし、もつて公正な判決に到達するという手続の段階を示したものであつて、直接審理主義及び公判中心主義の精神を実現するとともに、裁判官の公正を訴訟手続上より確保し、よつて公平な裁判所の性格を客観的にも保障しようとする重要な目的をもっている」としており、また、「この規定は、憲法37条1項の「公平な裁判所」の理念を実現するための仕組みとも理解されている」（河上和雄ほか『大コンメンタール刑事訴訟法〔第二版〕第5巻』243頁（青林書院、平成25年））。

○刑事訴訟法（抄）

第二百五十六条 〔略〕

②～⑤ 〔略〕

⑥ 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

(2) なお、公訴提起後の被告人の弁護人については、刑事訴訟法第40条の規定により、裁判所における訴訟書類及び証拠物の閲覧及び謄写が認められる。

○刑事訴訟法（抄）

第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

※ 第 157 条の 6 第 4 項に規定する記録媒体は、ビデオリンク方式により記録された記録媒体である。「平成 12 年改正により、ビデオリンク方式による証人尋問が設けられ（157 条の 4）、一定の場合にこれをビデオテープ等に記録し、その記録媒体を訴訟記録に添付して調書の一部とすることとされ（同条 3 項）、この記録媒体が一部とされた調書には、証人として尋問する機会を与えれば証拠能力が認められている（321 条の 2）。証人のプライバシー、名誉、心情が害されることなどを防止するため、同記録媒体は、閲覧はできても謄写できないこととされた（松尾ほか・条解刑訴 87 頁、注釈刑訴（3 版）〔植村〕 476 頁）。検察官も謄写できない（270 条 2 項）。鑑定人も同様である（刑訴規 134 条 2 項）。」（前掲『大コンメンタール刑事訴訟法〔第二版〕第 1 巻〕 473 頁）。

4 「拘留期間：被疑者は不当な拘留を長期継続されず、本当の意味において、公平、迅速な裁判が行われる司法制度を作りなおす。拘留期限が切れるタイミングでの別件逮捕による拘留延長は禁止とする。」について

(1) 勾留期限が切れるタイミングでの別件逮捕による勾留延長は禁止とするという御提案について、現行の刑事訴訟法においては、事件単位の原則により、A 罪での勾留について、B 罪での逮捕を理由として A 罪の勾留を延長することはできない。

※ 事件単位の原則

「犯罪事実を単位として逮捕・勾留の効力が決せられ、その事実に限って逮捕・勾留の効力が及ぶことを事件単位の原則（犯罪事実単位の原則）と呼ぶ。裁判官が逮捕・勾留の理由と必要性を審査できるのは特定の事件に関してであるから、逮捕・勾留の効力を事件単位とすることは、被疑者の人権を保障しようとする令状主義の趣旨にも沿うものと考えられる。

そこで、逮捕・勾留の要件、勾留期間延長の事由の存否等の判断は、逮捕事実又は勾留事実についてのみなされることになる。例えば、甲事実について勾留請求がなされたところ、甲事実については勾留の理由がない

という場合は、勾留請求されていない乙事実（余罪）については勾留の理由があるとしても、それを考慮して勾留することは許されない。」（池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義〔第6版〕』150頁（東京大学出版会、平成30年））

(2) なお、御参考までに、類似のケースについては、以下のように解されている。

I 余罪捜査の必要性和勾留期間延長

「余罪捜査を理由とする勾留延長請求は、事件単位の原則との関係で、許されるのか」については、次のように解されている（安東章ほか『令状実務詳解』435-438頁（立花書房、令和2年））。

「1 原則

事件単位の原則からすると、勾留の基礎となる被疑事実について既に捜査が完了し、起訴・不起訴の処分を決定し得る段階に達している場合には、検察官としては直ちに起訴するかあるいは不起訴にして身柄を釈放するかのいずれかの措置をとるべきであって（刑訴法208条1項）、それ以上に起訴前の勾留を継続する理由・必要はないから、もし余罪について強制捜査の必要があるのであれば、当該余罪について改めて別途逮捕・勾留の措置をとるべきである。

事件単位の原則の下においても、逮捕・勾留の蒸し返しはできるだけ避けるべきであり、同時捜査が可能である余罪については、できる限り現に存する勾留を利用して並行してその捜査を行い、併せて起訴・不起訴の最終処分をすることが望ましいとはいえるであろうが、余罪捜査を理由とする勾留延長請求を安易に認めた場合には、当該余罪について将来更に逮捕・勾留が繰り返されないという確実な保証はないのであり、結局不当に勾留が繰り返される危険がある。

したがって、余罪の取調べが勾留事実について何らの影響も及ぼさず、勾留期間延長の趣旨が単に余罪の逮捕・勾留に代えて現在の勾留手続を利用するということだけにあるならば、勾留期間の延長は許されない。その意味では、余罪捜査の必要性自体は刑訴法208条2項の「やむを得ない事由」に当たらないというべきである。

2 例外

(1) ただし、①余罪が勾留事実と同種の行為で、余罪の立証によって勾留事実についての犯罪意図が明らかになるという関係がある場合（例えば、多数の同種犯罪事実から犯意を推認するような場合）、②余罪と勾留事実とが相まって全体としての犯罪計画、犯罪企図を立証し得るという関係がある場合（例えば、銃砲刀剣類不法所持

と殺人のように、両者が犯人の意図を介して密接に関連していることがうかがわれる場合)は、余罪の捜査が即勾留事実の内容に関する捜査ともみられるから、勾留期間の延長を認めてよいと思われる。

(2) なお、厳密には余罪の問題ではないが、勾留事実と包括一罪、常習一罪又は科刑上一罪の関係にある被疑事実については、同時処理の要請が働くから、上記被疑事実につき相当な嫌疑があるならば、勾留事実との一括起訴を見越した捜査のために勾留期間を延長することが認められる。」

II 余罪を捜査しなければ勾留事実の起訴・不起訴が決定できない場合

「余罪を捜査しなければ勾留事実の起訴・不起訴が決定できない場合に、勾留延長請求は認められるか」については、次のように解されている(前掲『令状実務詳解』438-439頁)

「1 余罪との同時処理を理由とする勾留延長が認められる場合

〔Iの2〕の例外のような関係がない場合でも、余罪を捜査しなければ真に勾留事実の起訴・不起訴の決定ができないという場合(勾留事実のみでは起訴価値が乏しいとも考えられるが、余罪の存在も併せて考慮すると起訴価値が出てくるような場合)には、余罪の取調べが勾留事実に影響を及ぼすという意味で、余罪を勾留事実に関連する情状とみることができるから、勾留事実自体の捜査の一部である情状に関する捜査の必要性があるという意味で、勾留期間の延長が認められるというべきである。

勾留期間内にどうしても余罪の捜査が完了できず、しかもその捜査如何によって勾留事実の起訴価値が明らかになるような場合に、勾留延長が許されないとすると、起訴価値を過大に見積もった勾留事実で検察官が直ちに起訴することもあり得ないとはいえず、そうすると、「やむを得ない事由」を厳格に解することでかえって被疑者に不利益になる場合もあり、相当でないと思われる。また、余罪につき改めて逮捕・勾留の手続を経させることを徹底したとすれば、勾留期間延長を認める場合に比べ、身柄拘束時間の点で明らかに被疑者に不利である(裁判官が10日以内の勾留期間を定めることはできないというのが通説である。大阪地決昭和40年8月14日下刑集7巻8号1760頁参照)。

2 余罪との同時処理を理由とする勾留延長が認められない場合

(1) 勾留事実が、他に余罪が存在したとしても明らかに起訴されることが考えられない軽微なものである場合は、勾留延長は認めら

れない。

- (2) 逆に、勾留事実だけで既に十分起訴価値があると認められるときは、勾留延長は認められない。
- (3) 余罪については、その嫌疑（余罪につき罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること）に相当の疎明（刑訴規則 152 条）が必要である。漠然と余罪がありそうだというだけでは勾留延長は認められない。
- (4) 延長請求時において、既に余罪の疎明の程度が非常に高く、その後の捜査によってもその判断が動揺するとは想定されないような場合には、その段階で余罪の存在を前提とした上で勾留事実について起訴価値があるという判断を下し得ることになるはずであるから、勾留延長は認められない。
- (5) 逆に、余罪が事案複雑又は重大で、勾留期間を延長しても勾留期間内に捜査が完了せず、余罪の嫌疑の存否について最終的な判断ができるか否かが不明確な場合には、勾留延長は認められない。」

Ⅲ 保釈後の被告人を他の被疑事実で逮捕することの限界・適法性

「保釈された後に、既に発覚していた他の被疑事実で被告人を逮捕することが、逮捕権の濫用的行使に当たり、違法となる場合があるか」については、次のように解されている（前掲『令状実務詳解』179-182 頁）

「1 起訴前から別の被疑事実が発覚していたが起訴された被疑事実と同時に捜査することができなかった場合や、起訴後に別の被疑事実が発覚した場合には、逮捕の要件が備わっていれば、被告人を新たに逮捕することに問題はなく、それが保釈後であったとしても、それ自体で逮捕権を濫用したとはいえない。

2 もっとも、別の被疑事実について起訴後勾留期間中に逮捕勾留して捜査を行うことが可能であったにもかかわらず、あえてそれをせず、被告人が保釈されとなると逮捕した場合には、被告人に不利益を与えるものであり、刑訴法が身柄拘束期間を厳格に制約している趣旨にそぐわないとして、逮捕権の濫用的行使に当たり、違法とされることがあり得る。

例えば、別の被疑事実で既に逮捕状の発付を受けたが、すぐに逮捕せずに、保釈されてから逮捕した場合や、起訴後勾留期間を利用して強制捜査又は任意捜査で証拠収集を行うことに支障がないのに、見るべき捜査を行わず、保釈請求が出てから逮捕状を請求する場合などに、逮捕権の濫用的行使が問題となり得る。

3 具体的な事例判断については、例えば、違法とするものとして、①

2名の被告人について、起訴前から別の被疑事実で逮捕状の発付を得ており、起訴後勾留期間中に任意又は強制捜査を行うことが可能でありながら、逮捕状を執行せず、見るべき捜査のなされないまま起訴後10～20日を経過し、勾留取消又は保釈許可がなされた段階で逮捕勾留することは、起訴前の逮捕勾留について厳格な時間的制約を設けた法の趣旨に反するとしたもの（福岡地決昭和47年1月26日刑裁月報4巻1号223頁）や、②起訴直前に別の被疑事実が発覚したが、保釈までの役1か月の間、十分な捜査をなさなかったことにやむを得ない事情があったと認めがたく、むしろ警察官は強制捜査をする意思がなかったのではないかと疑われる状況であり、保釈されるとにわかに逮捕状を請求して執行するのは、不当に被疑者の身柄拘束を継続する意図に出た疑いがあるとしたもの（神戸地決昭和49年12月4日判時769号114頁）がある。

他方で、適法とするものとして、③起訴前から別の被疑事実について任意捜査が開始され、起訴後の捜査で疎明資料が整えられて起訴から約2週間後に逮捕状の発付を受けたが、有効期間内に執行されず返還され、その後に保釈の可能性が高くなった段階で再度逮捕状の発付を受け、その2日後（起訴から25日後）に保釈された直後に被告人を逮捕したという事案で、再度の逮捕状についても逮捕の要件は備わっており、その逮捕状発付後にすぐに執行しなかったことに違法はないとしたもの（京都地決昭和44年11月8日判時615号100頁）がある。

- 4 違法性を検討するに当たっては、逮捕の要件がどの段階で備わっていたか（既に逮捕状が発付されていた場合はその時期）、その段階から保釈までどの程度の期間が経過したか、その間に強制捜査を開始しなかった理由は何かなどを総合考慮し、捜査機関が不当に身柄拘束を蒸し返したと評価できるかを判断することになろう。」

- 5 「推定無罪原則の順守徹底：合理的に疑わしいというだけではなく、確定的な証拠をおさえられていない状態で、自白のみによって有罪とされない推定無罪の原則を司法プロセスにおいて徹底する。証拠がなくても疑わしいだけで有罪となるのであれば、恣意的な逮捕により誰もが有罪判決を受ける可能性があり、市民生活の安定性は損なわれる。」について

刑事訴訟法第319条第2項の規定により、被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、

有罪とされないとされている。この規定では不十分な点は何か。

○刑事訴訟法（抄）

第三百十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

② 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

③ 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。